

新たに指定予定の土砂災害警戒区域等に関する 相談会を実施します



宮城県では、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害(特別)警戒区域の追加指定のための基礎調査を実施しています。

このたび、仙台市内 122 箇所についての調査が完了したことから、これらの箇所について同区域への指定を進めていく予定です。つきましては、**調査結果や指定に関する相談会**を実施いたしますので、お気軽にご参加ください。

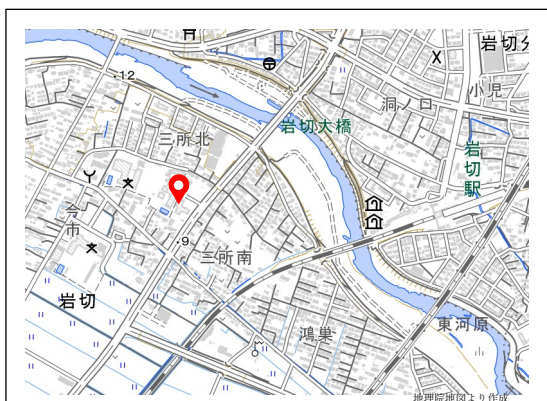
参加 対象

土砂災害(特別)警戒区域に指定予定区域内にお住まいの方
や、その周辺で関心のある方・不安のある方でご希望の方

区域については、宮城県仙台土木事務所のホームページから
ご確認ください【右の二次元コードからアクセスできます】



日時 ・ 会場



日時：10月31日(金)
16時～20時
会場：岩切市民センター

注意事項

- ・オープンハウス方式での実施です。
時間内に自由に来場・退場できます。
- ・どの回でも自由に参加いただけます。
- ・予約等は不要ですが、混雑状況に応じて長時間
お待ちいただく場合があります。
ご了承ください。
- ・駐車場に限りがあります。乗り合わせや徒歩・自
転車での来場にご協力願います。

内容

ご質問
の例

- 土砂災害警戒区域とは
- 区域指定による影響は
- 図面の読み方は
- 県や市の対策は
- 大雨時にどうすればいいか
など

その他

- ・その他、土砂災害や土砂災害防止法については裏面もご参照ください。
- ・説明会実施後、令和8年3月頃に土砂災害(特別)警戒区域への指定を行う予定です。

お問い合わせ先 宮城県仙台土木事務所
河川砂防第二班

電話：022-297-4172 メール：sddbks2@pref.miyagi.lg.jp

土砂災害防止法とは？

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害警戒区域等の指定の流れ

①基礎調査の実施

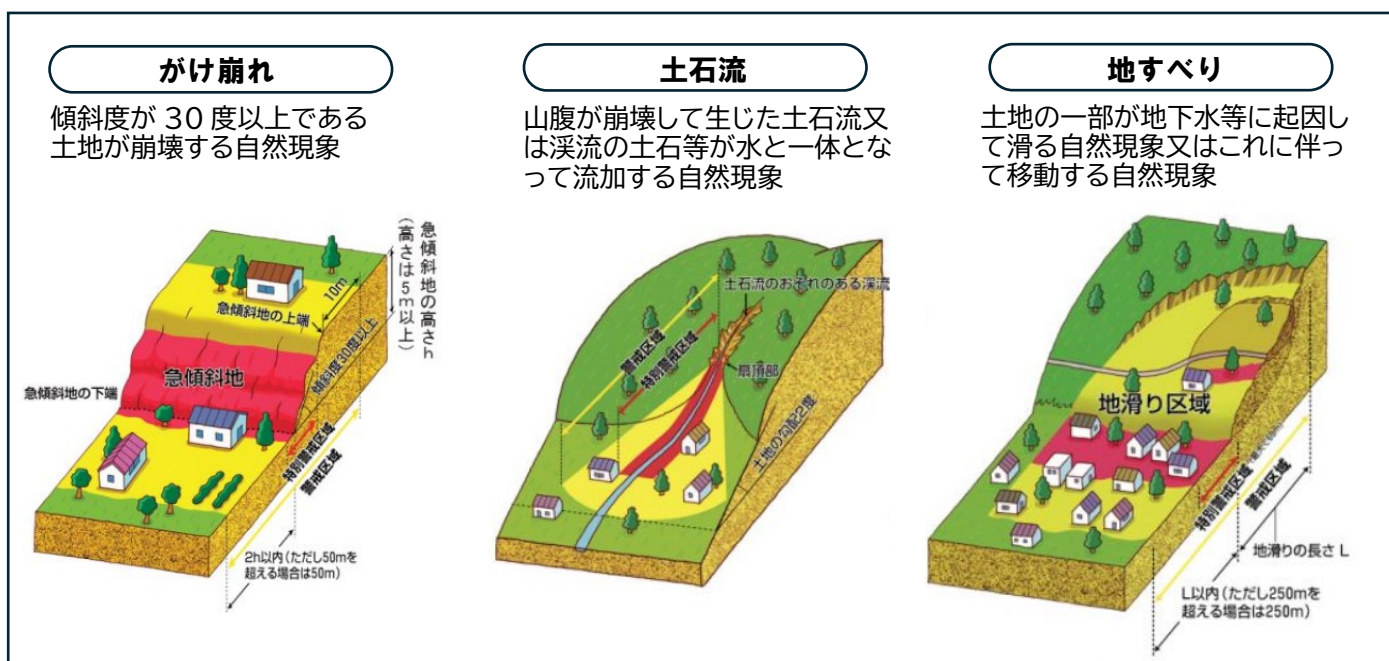
都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

②区域の指定

都道府県は、市町村の意見を聞いたうえで以下の区域を指定します。

土砂災害警戒区域・・・土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域・・・建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域



土砂災害(特別)警戒区域に指定されると

① 土砂災害警戒区域では・・・

・土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。【市町村(仙台市)】

②土砂災害特別警戒区域では・・・

・居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がなされます。【建築主事を置く地方公共団体(仙台市)】

・住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県(宮城県)】

・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

【都道府県(宮城県)】